以下の記述のうち、正しいものには○を、間違っているものには×をつけてください。

問1

政府は、オープンデータ基本指針にて、オープンデータを以下のすべてを満たすデータとして定義している。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの

○

1. 機械判読に適したもの
2. 無償で利用できるもの

解説: 政府が出している「オープンデータ基本指針」の中に記されています。

問2

機械判読に適したデータと、人間が見やすいデータの形式は、同じである。

×

解説: 人間に見やすいデータが、機械判読に適しているとは限りません。

問3

オープンデータを公開することは地域課題の解決に役立つことがある。

○

解説: ボーリングデータ公開による防災・保険への利活用など、自治体による公共データのオープンデータ化は、地域課題の解決、経済の活性化を促進する有効な手段となります。

問4

情報公開請求件数の多いデータをオープンデータとして公開することにより、業務負担を軽減できるケースがある。

○

解説: 静岡市では、情報公開請求件数の多かった食品衛生許可に関するデータをオープンデータとして公開することにより、業務負担の軽減に成功しました。

問5

行政がオープンデータを提供する場合、行政はデータを公開するところから最終的なアプリケーションの構築まで、全てを担う。

×

解説: オープンデータを用いた場合、行政が担当するのはデータの公開までです。アプリケーションの構築は、民間や個人に委ねます。

問6

すでに自治体のホームページで公開している情報にオープンデータ利用に関する規約(利用ルール)をつければオープンデータとなる。

〇

解説: すでに公開されている情報に、二次利用可能なデータとして利用を許可する規約をつけることで、オープンデータとすることができます。

問7

オープンデータは、データ保有自治体のホームページに公開しなければならない。

×

解説: 例えば都道府県等の自治体外部に、共同で利用できるようなオープンデータのサイトがあれば、そのサイトにデータを載せることも可能です。

問8

利用規約として免責事項を記載していれば、公開したオープンデータに誤りがあっても責任を負う必要はなく、速やかに修正すればよい。

〇

解説: 間違ったデータを公開しても職員の責任にならないように、免責事項を記載することが望ましいです。なお、データの誤りが判明した場合は、速やかに修正します。

問9

オープンデータは、PDF、Excelで公開してもよいが、機械判読に適したCSV形式での公開がより適している。

〇

解説: PDFやExcelに比べてcsv形式は機械判読に適しています。

問10

オープンデータの公開後は、どのデータも一切改変せず、そのまま公開し続けるべきである。

×

解説: データによっては、公開後も内容の更新や拡充を継続的に進めていくべきです。